

既存の調査研究における定義

「孤独死・孤立死」という用語については、これまで明確な定義がなく使用されたり、定義がなされたとしても、行政機関・自治体ごと、あるいは研究者ごとに様々な定義が用いられるなど、統一的な定義がない状態にある。

その理由としては、死亡場所(自宅内での死に限定するのか)、世帯類型(一人暮らしの死に限定するのか)、自殺の扱い方(自殺を含めるのか)、生前の状況(社会的関係の有無などの生前の状況を考慮するのか)、看取りの有無(看取りがない死に限定するのか)、年齢基準(高齢者の死に限定するのか)、死後経過時間(死後経過時間に関する具体的な基準設定は可能であるのか)について、様々な見解があることが指摘されている(注)。

注) 呉 独立 著「孤独死現象」の社会学(成文堂)より。

表1 - 2 - 1「孤独死」の定義:辞典的定義(注)

出典	内容
大辞林第三版 (2006)	だれにもみとられずに、死亡すること、特に、一人暮らしの高齢者が自室内で死亡し、死後しばらくしてから遺体が発見されるような場合についていう。
広辞苑第6版 (2008)	看取る人もなく一人きりで死ぬこと。
ウィキペディア	主に一人暮らしの人が誰にも看取られることなく、当人の住居内などで生活中的突発的な疾病などによって死亡することを指す。特に重篤化しても助けを呼べずに亡くなっている状況を表す(1)。
デジタル大辞泉	だれにも気づかれずに一人きりで死ぬこと。独居者が疾病などで助けを求めることなく急死し、しばらくしてから見つかる場合などにいう(2)。

1 <https://ja.wikipedia.org/wiki/孤独死> (2019年5月27日アクセス)

2 <https://kotobank.jp/word/孤独死-503029#E3.83.87.E3.82.B8.E3.82.BF.E3.83.AB.E5.A4.A7.E8.BE.9E.E6.B3.89> (2019年5月27日アクセス)。「デジタル大辞泉」に乗っている「孤立死」は次のように説明されている:「社会から孤立死した状態で亡くなり、長期間気づかれないこと。独居高齢者や老老介護世帯だけでなく、若年層の家族がいる世帯や生活困窮世帯でも起こっている」<https://kotobank.jp/word/孤立死-677845#E3.83.87.E3.82.B8.E3.82.BF.E3.83.AB.E5.A4.A7.E8.BE.9E.E6.B3.89> (2019年5月27日アクセス。)

注) 出典: 呉 独立 著「孤独死現象」の社会学(成文堂)

表1 -2 -2「孤独死」の定義:行政機関・自治体等(注)

	内容
内閣府 高齢社会白書 (2010)	誰にも看取られることなく息を引き取り、その後相当期間放置されるような悲惨な「孤立死(孤独死)」
厚生労働省 (2008)	人の尊厳を傷つけるような悲惨な「孤立死」(つまり、社会から「孤立」した結果、死後、長期間放置されるような「孤立死」)
監察医務院 (2010)	孤独死:異状死の内、自宅で死亡した一人暮らしの人
UR都市機構	・旧定義(2007):孤独死とは病死又は変死事故の一態様で、死亡時に単身居住している賃借人が、誰にも看取られることなく、賃貸住宅内で死亡した事故をいい、自殺又は他殺を除く。 ・改定定義(2012):団地内で発生した死亡事故のうち、病死又は変死の一態様で、死亡時に単身居住している賃借人が、誰にも看取られることなく賃貸住宅内で死亡し、かつ相当期間(1週間を超えて)発見されなかった事故(ただし、家族・知人による見守りが日常的になされていたことが明らかな場合、自殺の場合及び他殺の場合は除く)。
さいたま市 (さいたま市役所保健福祉局福祉部福祉総務課)(1)	・孤立死:親族、近隣住民等との交流、住民登録や行政への相談などの行政情報がないため、生きているうちに情報から孤立化し、死亡後、発見までに相当の時間を要した場合の死。 ・孤独死:親族、近隣住民、民生委員、福祉関係などの市職員、ヘルパーなどとの交流があったものの、死亡した時点で孤独であり、死亡後、発見までに時間を要した場合の死。
立川市 (立川市役所福祉保健部高齢福祉課)(1)	・孤独死:死亡の際に一人であった(死亡時の看取りが無い)死亡。 ・孤立死:死亡の際に一人であった事に加え、生前に周囲との十分な交流がなかった死亡。

7つのポイントとの対応(内閣官房で作成)

死亡 場所	世帯 類型	自殺の 扱い方	生前の 状況	看取り の有無	年齢 基準	死後経 過時間
—	—	—	—	看取り無	—	相当期間
—	—	—	社会から 孤立	—	—	長期間
自宅	一人暮らし	—	—	—	—	—
賃貸住宅	単身	除く	—	看取り無	—	—
賃貸住宅	単身	除く	日常的な 見守りが あった者は 除く	看取り無	—	相当期間 (1週間 超)
—	—	—	交流なし	—	—	相当の時間
—	—	—	死亡時点で孤独	—	—	時間を要する
—	—	—	—	看取り無	—	—
—	—	—	交流なし	看取り無	—	—

横浜市 (横浜市孤立予防 対策検討委員会) (1)	・孤立化：家族・親族、行政、地域等との関わりが著しく乏しい状況。いざという時に必要な支援やサービスを受けることができない、又は求められない状況を指す。 ・孤立死：家族・親族、行政、地域等との関わりが著しく乏しい状況下にある方が、相当期間放置されるような死。	—	—	—	関わり乏しい	—	—	相当期間
北九州市 (保健福祉局地域支 援部いのちをつなぐ ネットワーク推進課) (1)	・独居死：一人暮らしの人で、親族や近隣住民、見守り関係者等との交流がある中で、突然の事故・病気などにより一人で亡くなった場合。 ・孤立死：周囲との交流がなく、地域や社会から孤立して必要な支援を受けられない状況の中で、誰にも看取られず一人で亡くなった場合。	—	一人暮らし	—	交流あり	—	—	—
		—	—	—	交流なし	看取り無	—	—
大阪市住吉区(2)	・孤立死：地域との日常的な関わりがなく、誰にも看取られずに自宅で死亡し、死後発見された場合。	自宅	—	—	関わりなし	看取り無	—	—
東京都新宿区(3)	孤独死対策の検討に先立ち、区が孤独死対策を講ずべき対象者を「二週間毎程度に見守る者がいない、独居又は高齢者のみ世帯の高齢者」とする。	—	独居、高 齢者のみ 世帯	—	見守る者 がいない	—	—	—
愛西市(4)	・孤立死：自宅内でひとりで亡くなっている状態を発見されたケース。	自宅	—	—	—	—	—	—
岸和田市(5)	・孤立死：親族や地域住民等との関わりが薄く、本人に必要な介護・保健・医療サービスが利用できていない社会的に孤立している方が、自宅等で亡くなられた際に、誰にも気づかれることなく遺体があるままとなり、相当日数を経過してから発見されるケースのこと。 ・孤独死：主に一人暮らしの方が誰にも看取られることなく、自宅等で突発的な疾病等によって、自分で助けを呼べずに亡くなられるケースのこと。親族や地域住民等との関わりのある方や、適切な介護・保健・医療サービスを利用している方であっても、孤独死となる可能性がある。	自宅等	—	—	社会的に 孤立	—	—	相当日数
		自宅等	一人暮らし	—	—	看取り無	—	—
東海市(6)	ひとり暮らしの人が誰にも看取られることなく、生活中的突発的な疾病等により死亡する「孤独死」や、社会的孤立のために死後誰にも気付かれずに遺体があるままになる「孤立死」	—	一人暮らし	—	社会的孤 立	看取り無	—	—

東京都世田谷区 (世田谷区地域福祉部高齢福祉課) (7)	・孤立死：高齢者が誰にも看取られずに自宅で死亡し、死後数日を経過し発見されたもので、区及びあんしんすこやかセンターにて把握できたもの	自宅	—	—	—	看取り無	高齢者	数日
和歌山県 (孤立死防止検討委員会)(8)	高齢者の孤立死とは、一人暮らしの高齢者が、経済的な困窮、慢性疾患などに罹患、または引きこもり(SelfNeglect)などの状態で社会的にも地域からも孤立した状態で死亡した場合、また劣悪な環境で死亡した場合、あるいは家族と同居しているが看取られずに死亡後発見された場合などをいう。	—	一人暮らし	—	社会的に孤立	看取り無	—	—

出典：(1)野村総合研究所(2013)、(2)関西総合研究所(2014)

(3)厚生労働省(2007a)、(4)厚生労働省(2008a)(5)<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/31/koritsushi.html>(2019.5.17アクセス)

(6)<http://www.city.tokai.aichi.jp/19187.htm>(2019.5.17アクセス)

(7)澁川(2014)、(8)古橋・金川・中尾(2011)

注)出典：呉 獨立 著「孤独死現象」の社会学」(成文堂)

表1 -2 -3「孤独死」の定義:研究領域(注)

	内容
原田(1995)	65歳以上の老人の死亡状況のうち、看取られない状態の死
額田(1999)	孤独死: ひとり暮らしの被災者が仮設住宅内で誰にも看取られずに死亡、事後に警察の検死の対象となる異常死体。低所得で、慢性疾患に罹病していて、完全に社会的に孤立した人間が、劣悪な住居もしくは周辺領域で、病死および自死に至った場合。 独居死: 一人暮らしであっても肉親や社会との交流のある人が、心臓発作などによって誰にも看取られず突然死すること。
厚生労働問題研究会(2004)	社会的に孤立し十分なケアがないまま看取る人が無く死亡
高橋・塩崎・堀田(2005)	自宅内で誰にも看取られずに亡くなった自死を含む死
大澤(2006)	ひとり暮らしや家族がいても不在時に誰にも看取られず死を迎えた場合
岩田(2007)	すでに社会関係が絶たれていて、その結果誰も死に気づかず、死後かなりたってから、第三者に発見された場合
黒岩(2007)	誰にも看取られず死亡し、死後数日(から数ヶ月)経って発見される死
高尾(2008)	日常的に社会的つながりを絶っており、日頃から行政などのフォーマルおよび親族や近隣などのインフォーマルなケアを受けることなく孤立状態であり、誰にも看取られず居宅で死に至り、死後しばらく経ってから発見される状態(自殺は含めず)
松宮・新美・鷲野(2008)	孤独死・孤立死: 社会的に孤立している一人暮らしの状況におかれた人が、自宅で誰にも看取られずに亡くなること
橋爪(2008)	年齢は問わず、ひとり暮らし世帯であるがゆえに誰にも看取られずに死に至ったもの。また、ひとり暮らし世帯もしくはひとり暮らし世帯に限らず、所得保障、医療ならびに介護等生きていく上での必要なサービスにアクセスできない、もしくは敢えてアクセスしないといった原因が基本にあった上で死に至るとき

7つのポイントとの対応(内閣官房で作成)

死亡場所	世帯類型	自殺の扱い方	生前の状況	看取りの有無	年齢基準	死後経過時間
—	—	—	—	看取り無	65才以上	—
仮設住宅	一人暮らし	含む	社会的に孤立	看取り無	—	—
—	一人暮らし	—	—	看取り無	—	—
—	—	—	社会的に孤立	看取り無	—	—
自宅内	—	含む	—	看取り無	—	—
—	—	—	—	看取り無	—	—
—	—	—	社会関係断絶	—	—	かなり経過
—	—	—	—	看取り無	—	数日から数か月
居宅	—	含めない	社会的に孤立	看取り無	—	しばらく経過
自宅	一人暮らし	—	社会的に孤立	看取り無	—	—
—	一人暮らし	—	—	看取り無	問わない	—

田中・高橋・上野 (2009a)	経済的・身体的により不利な状況にある被災者が、社会的接点を次第に減少させるなか、大規模・高層といった居住環境におかれることによって周囲の人びとと没交渉に陥るだけでなく、その存在さえも認識されない境遇へと導かれ、社会的孤立の果てに死に至ること	—	—	—	社会的孤立	—	—	—
上田・上原(他) (2010)	社会との交流が少なく孤立し、誰にも看取られず自宅で、死し、死後発見される場合	自宅	—	—	社会的に孤立	看取り無	—	—
田中・高橋・上野 (2010)	未婚の中高年層など孤立化のリスクを抱えた被災者が、遠隔地や大規模団地へ移転したあと、新たなコミュニティでの人的なつながりを形成できないまま単独で死亡し、数日以上を経て発見されること	—	—	—	人的つながり非形成	—	—	数日以上
斎藤(2010)	孤独死: 従来から周囲との交流がなく、地域からも社会的に孤立している状況のなかで、誰にも看取られずに一人で亡くなる場合 独居死: 普段は家族や近隣住民、見守り関係者等との交流があるなかで、突然の事故や疾病により一人で亡くなる場合				社会的に孤立	看取り無		
ニッセイ基礎研究所 (2011)	孤立死: 自宅で誰にも看取られずに亡くなった65才以上高齢者で、発見までに4日以上経過したケース	自宅				看取り無	65才以上	4日以上
鷲野・松宮(2011)	孤独死・孤立死: 自宅で一人誰にも看取られないまま亡くなり、誰にも気づかれずに数日が過ぎた後に発見される	自宅				看取り無		数日
舩田・田高・臺有(他) (2011)	孤立死: 地域から孤立し、誰にも看取られずに死亡したり、死亡後何日も周囲から気づかれずに放置されたりする高齢者の孤立死				地域から孤立	看取り無		何日も放置
玉置(2012)	孤独死(solitary death): 別居家族や近隣などと疎遠になりがちな単身者が、持病や急病などによって死亡した後、数日以上経ってから居宅内などで発見された事例 孤立死(isolated death): 単身もしくは2名以上同居の世帯などが、失業、離別、疾病、障がい、貧困などの複合的要因によって孤立無援に陥り、衰弱死や自死もしくは心中などの後、数日以上経ってから居宅内などで発見された事例	居宅内など	単身者					数日以上
		居宅内など		含む	孤立無援			数日以上

大阪府民生委員児童委員協議会連合会地域福祉部会(2013)	孤立・孤独死とは主に一人暮らしの人が誰にも看取られる事無く、当人の住居内等で生活中的な突発的な疾病等によって死亡すること。また社会的に孤立してしまった結果、住居内で死後しばらく周囲の社会に気が付かれず放置されていた状況をいう	当人の住居内等	一人暮らし		社会的に孤立	看取り無		しばらく放置
入井・岩楯・青木(2013)	独居死:死因不明で法医解剖の対象となった例のうち、独居者が自宅において死亡状態で発見された場合	自宅	独居者					
久禮・平峯(2013)	社会的に孤立し、十分なケアを受けられない状態の中での死				社会的に孤立			
中森(2013)	誰にも看取られずに死を迎え、死後しばらく経ってから発見されること(最大公約数的な定義)					看取り無		しばらく経って
反町(2014)	自宅で死亡した単身生活者でありかつ死体検案時点で死後1週間以上経過していると監察医が判断した	自宅	単身者					1週間以上
山崎・羽田・水野(他)(2015)	「看取られずに死亡した死」「死亡後発見されるまでに長期間経過している死」					看取り無		長期間経過
日本災害看護学会(2016) ⁷⁵	従来から周囲との交流がなく、地域から(社会的に)孤立をしている状況の中で、誰にも看取られず一人でなくなった場合				社会的に孤立	看取り無		
田中・森實(2016)	高齢者が医療、看護、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域や住まいで生活を送り続け、病状の悪化、変化の対応の遅れなどによって誰にも看取られることなく息を引き取ること					看取り無		
小曾根(2016)	自宅で発見された異常死のうち独居者または独居にきわめて近い状態(2世帯住宅、同一敷地内離れ)の方の病死自然死、および自殺死	自宅	独居者又は独居に近い	含む				
今野・大塚(2016)	孤立死:死後に発見される日数にかかわらず、死ぬ瞬間に誰も立ち会わずに亡くなること					看取り無		
高尾(2017)	社会的に孤立状態にあって誰にも看取られずに亡くなった場合				社会的に孤立	看取り無		

注)出典:呉 独立 著「「孤独死現象」の社会学」(成文堂)